

原因は、データ成処理の手順の一部に操作誤りがあつたもので、システム操作の誤りによるものであります。この誤りについて、介護保険料に係る他の事務作業中に判明いたしました。

その結果、日本年金機構への8月特別徴収分のデータが正しい金額で提供されず、6月に対象者へ通知していた金額と異なる金額、暫定賦課額のまま、引き落としされる形となつてしましました。

誤徴収1,051件の内訳ですが、過大徴収が103件、計977,500円、過少徴収が948件、計2,775,900円であります。

対象となる方には、特別徴収の誤りがあつたことについて、お詫びの文書を10月4日に発送いたしました。

翌5日、本件について

で報道機関へ情報提供し、6日に新聞掲載されております。

対象者への対応としては、今後の年金での調整はシステム上、無理であることから、還付・納付、それ手手続きの依頼をする予定でしたが、直接説明し、ご理解いただくことが望ましいと判断し、町内については訪問して対応することといたしました。

13日から訪問をはじめており、10月末までに終了する予定であります。今回、大勢の方に多大なご迷惑をおかけしたことを、この場を借りて謝罪申し上げますとともに、今後このようなことが起らぬよう、システム操作における作業手順を複数人で確認して行うなど、確認事務を徹底し、再発防止に努めて参ります。

平成29年度会計決算認定

審査日程 平成30年9月18日・19日・20日 (各課長説明・審査)
平成30年9月28日 (理事者・監査委員)

決算審査特別委員会
菅原委員長報告



本町の財政にとって重要な財産・財源であり、厳粛な管理運営が求められるところから、早急に改善する必要がある。

町有林管理について



町有林カラマツの人工林

町有林経営にあたっては、森林經營計画に基づき、生産性の向上と公益的機能の拡充に努める」とあり、当該森林經營計画は、滝上町有林野条例の規定に基づき、5年ごとに經營計画を編成することとなつてゐる。

しかしながら、当

該經營計画の編成にあつては、滝上町有林野条例の規定を逸脱し、また、森林環境保全整備事業について

査意見にもあるように、決算書の調整に

ても、森林經營計画同様に、滝上町財務規則等の規定との乖離が見られる。

町有林は、今後の本町の財政にとって重要な財産・財源であり、厳粛な管理運営が求められるところから、早急に改善する必要がある。

あたつても一部で付都度修正がなされ、また新規条例の制定等の法制事務についても、誤りが散見されるなど、これから行財政改革の取り組みに向かうにあたつて、研修等への派遣による職員の育成や働き方の見直しなど、管理監督者による指導の徹底と、職員の意識改革が必要であると考える。